

## 第1章 基本的事項

### 1 計画策定の背景

#### (1) 背景

地球温暖化は、世界で多大な被害を及ぼす可能性のある環境問題であることから、その対策が国際的に進められております。平成9年(1997年)には地球温暖化防止京都会議が開催され、いわゆる「京都議定書」が採択されたところであり、日本は温室効果ガスの総排出量を「2008年から2012年の期間に、1990年レベルから6%削減」する法的拘束力をもつ目標を定めているところです。

これを受けて、国は平成11年4月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」(以下、「法」という)を施行し、国、地方公共団体、事業者及び国民それぞれの責務を明らかにするとともに、地球温暖化防止対策に関する基本方針の策定など、各主体の取組みを促進するための法的枠組みを整備しました。その中で、地方公共団体には、国の基本方針に即して、自ら行う事務事業に関し、温室効果ガス排出抑制のための実行計画を策定し、公表しなければならないことを定めました。

国の発表によると、平成16年度国内の温室効果ガス総排出量は、13億5,500万トン(二酸化炭素換算)であり、京都議定書の基準年(1990年)総排出量(12億5,500万トン)を8.0%上回っており、目標達成には平成16年度比で12.9%削減しなければならない状態であることから、今後は目標達成のため、より一層の国民的取組みが求められている状況にあります。

これまで、本市は「土・水・緑 そして人 共創するまち あいづわかまつ」を会津若松市環境基本計画の基本目標に、地域や地球規模での環境保全の取組みを進めてきました。特に、市役所は地域の核として、先導的な役割をはたすべく、平成13年2月に「ISO14001環境マネジメントシステム」(以下、「ISO 14001」という)を認証取得し、地球温暖化対策を始めとする市の事務事業全般の環境負荷の低減と、市民や事業所への周知に取り組んできた経過にあり、今後これまでも増して、率先して対策を講ずる必要があることから、合併による新市誕生を契機に本計画の策定を行い、温室効果ガスの削減に取り組むものです。

#### (2) 本計画の位置付け

市は、これまで、市全域を対象として、地球温暖化防止対策を含めた環境施策全般の基本計画である「会津若松市環境基本計画」や、新エネルギー活用計画「会津若松市地域新エネルギービジョン」を策定してきておりますが、本計画は、法第8条第1項に定める「実行計画」であり、市の事務事業における温室

効果ガスの総排出量の把握、削減目標の設定、取り組みとその運用、組織構成、公表手順を定めるものです。

## 2 基本的事項

### (1) 計画の期間と排出基準年度

計画の期間は、国の「京都議定書目標達成計画(平成17年4月28日閣議決定)」の目標年度に合わせ、平成18年度から平成22年度までの5年間とします。

また、温室効果ガス排出量の基準値については、旧北会津村・旧河東町の排出量が確認できる平成16年度排出量とします。

### (2) 計画の対象とする活動

市の全ての事務事業を対象とし、温室効果ガスの排出抑制に直接的に資する取り組みと間接的に資する取り組みに区分します<sup>1</sup>。直接的な取り組みについては、温室効果ガス排出量の算定が可能なことから、削減目標を設けます。

### (3) 計画の対象とする組織、施設等の範囲

本計画は、市が直接管理運営を行う全ての施設を対象とし、施設内で働く全ての人を対象とします。

一方、指定管理者管理施設については、指定管理者が施設の管理運営を行っているものの、市の施設であることから、本計画に準ずる取り組みを求めていくものとします。<sup>2</sup>

市長の事務部局  
教育委員会の事務部局  
議会の事務部局  
選挙管理委員会の事務部局  
監査委員の事務部局  
農業委員会の事務部局  
水道部の事務部局

- 1 ・直接的に資する取り組み：職員等の事務事業に伴う電気や化石燃料の使用、公用車の運転や浄化工場での下水消化ガスの燃焼処理等その活動が直接的に排出につながるものが該当します  
・間接的に資する取り組み：サービスの購入や周知活動等が該当し、間接的に排出削減につながるものが該当します。具体的には水の使用量削減やグリーン購入の推進、廃棄物排出抑制やリサイクルの推進、施設利用者への啓発等です。
- 2 法の基本方針において外部委託施設については、「温室効果ガス排出抑制措置が可能なものは受託者等に要請する」と規定されている、

(4)部門の区分

施設の利用形態や活動区分により温室効果ガスの排出要因が異なることから、3部門に分けて、削減目標を設定して取り組みます。(表1)

事務部門・・・市職員が事務を行う施設が該当します。IS 14001の導入時期の差により旧市と旧村・旧町に細分します。

事業部門・・・専ら、市民サービス事業に供せられる施設が該当します。事業量の増減により排出量が変わります。

市民利用部門・・・主に、市民の利用に供される公共施設が該当します。利用頻度により、排出量が変わります。

表1 部門別の施設一覧(平成18年4月1日現在)

部門名	対象施設名	指定管理者管理施設
事務部門	本庁舎 栄町第一庁舎 栄町第二庁舎 旧東栄町庁舎 水道部庁舎 北会津支所 河東支所 廃棄物対策課事務所 公設地方卸売市場事務所 道路河川管理センター	
事業部門	滝沢浄水場 東山浄水場 大戸浄水場 六軒浄水場 下水浄化工場 赤井地区浄化センター 共和地区浄化センター 界沢地区浄化センター 北会津北部浄化センター 宮木浄化センター 上米塚浄化センター 下荒井浄化センター 河東浄化センター 北会津地区学校給食センター 河東地区学校給食センター 斎場	

部門名	対象施設名	指定管理者管理施設
市民利用部門	中央公民館 中央公民館神指分館 北公民館 南公民館 大戸公民館 一箕公民館 東公民館 湊公民館 北会津公民館 河東公民館 会津図書館 湊市民センター 基幹集落センター 金川福祉館 ノーマライズ交流館パオパオ 北会津農村環境改善センター 河東農村環境改善センター 保健センター 河東保健センター 夜間急病センター 少年の家 (仮称)埋蔵文化財管理センター 荒館幼稚園 川南幼稚園 河東第一幼稚園 河東第三幼稚園 中央保育所 荒館保育所 川南保育所 広田保育所 大田原保育所 広田保育所分園八田保育所 城前児童センター 行仁町児童センター 材木町児童館 西七日町児童館 すずらん寮 八田地区交流センター 河東総合体育館 河東西部体育館 全公立小学校21校 全公立中学校11校	行仁コミュニティセンター 日新コミュニティセンター 城北コミュニティセンター 城西コミュニティセンター 松長コミュニティセンター 真宮コミュニティセンター 天神ふれあいセンター 片柳デイサービスセンター 南花畑デイサービスセンター 北会津デイサービスセンター 北会津保健センター 若松城天守閣 麟閣 御薬園 町方伝承館 勤労青少年ホーム 鶴ヶ城公園運動施設等 会津総合運動公園 市民ふれあいスポーツ広場 文化センター 會津風雅堂

本表は、平成18年4月1日現在の施設状況を記しています。今後、施設区分の変更や新設、廃止等があった場合については、随時修正を行います。

**(5) 計画の対象とする温室効果ガスの種類**

市の事務事業で排出している温室効果ガスは、法に定められている6種類のガス中、PFC(パーフルオロカーボン)とSF<sub>6</sub>(六ふっ化硫黄)を除く、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、及びハイドロフルオロカーボンの4種類のガスですので、これを対象とします。

なお、二酸化炭素の温暖化係数を1とした場合の他の温室効果ガスの温暖化係数は、下記のとおりです。(表2)

表2 温室効果ガスの種類と温暖化係数

温室効果ガスの種類	活動区分	温暖化係数
二酸化炭素	電気の使用 化石燃料の使用(灯油、A重油、ガソリン、軽油、都市ガス、液化石油ガス) 下水浄化工場での下水消化ガス燃焼処理	1
メタン	自動車の走行	21
一酸化二窒素	自動車の走行	310
ハイドロフルオロカーボン	自動車用エアコンディショナーからの漏洩	1300

温暖化係数は、法施行令第四条(平成14年12月19日一部改正)による

## 第2章 温室効果ガスの総排出量及び削減目標

### 1. 温室効果ガス総排出量の現状

本計画の基準値である平成16年度における、市の事務事業より排出される温室効果ガス量を、第1章の区分に従い種類ごと、活動区分・部門別に、集計すると以下の通りになります。

なお、電気の使用、化石燃料の使用等から発生する二酸化炭素の排出量は、法で定める排出係数<sup>3</sup>を用いて算定し、また、二酸化炭素以外の各種温室効果ガスは温暖化係数を用いて、全て二酸化炭素に換算して表します。

3 排出係数は、法施行令第三条(平成14年12月19日一部改正)による

#### (1) 温室効果ガス種類別の排出量

温室効果ガスの種類別排出割合を示します。二酸化炭素が全体の99.8%とそのほとんどを占めています。(表3)

表3 平成16年度温室効果ガスの種類別排出量 (単位:kg CO<sub>2</sub>(二酸化炭素換算kg))

温室効果ガスの種類	二酸化炭素	メタン	一酸化二窒素	ハイドロフルオロカーボン	総排出量
排出量(kg)	11,130,768	520	13,816	6,533	11,151,637
排出割合(%)	99.8	0.0	0.1	0.1	100.0

## (2)活動区分別、部門別の温室効果ガス排出量

活動区分別、部門別の温室効果ガスの排出割合を示します。電気の使用、化石燃料の使用、下水消化ガスの燃焼処理が全体の99.8%とそのほとんどを占めています。(表4)

表4 平成16年度温室効果ガス排出量の内訳表(単位:kg CO<sub>2</sub>)

活動区分		部門			小計	排出割合
		事務部門	事業部門	市民利用部門		
電気の使用		852,313	2,656,662	2,067,576	5,576,551	50.0%
化石燃料の使用	灯油	256,221	210,027	1,988,232	2,454,480	22.0%
	A重油	143,142	157,180	739,559	1,039,881	9.3%
	都市ガス	137,143	299,282	17,934	454,359	4.1%
	液化石油ガス	16,754	262,094	24,303	303,151	2.7%
	ガソリン	363,545	0	0	363,545	3.3%
	軽油	289,395	2,148	0	291,543	2.6%
	小計	1,206,200	930,731	2,770,028	4,906,959	44.0%
下水消化ガス燃焼処理		0	647,258	0	647,258	5.8%
自動車の走行		14,336	0	0	14,336	0.1%
自動車用エアコンデョ シヨナーからの漏洩		6,533	0	0	6,533	0.1%
部門計		2,079,382 (18.6%)	4,234,651 (38.0%)	4,837,604 (43.4%)	11,151,637	100.0%

市の事務事業から排出された温室効果ガス総排出量(平成16年度基準値)

**11,151,637kg(二酸化炭素換算)**

## (3)温室効果ガスの排出傾向

平成16年度の排出割合は、部門別では、市民利用部門が43.4%、事業部門が38.0%、事務部門が18.6%となっており、市民利用・事業の両部門で全体の80%以上を占めています。

次に活動区分別では、「電気の使用」が50.0%、「化石燃料の使用」が44.0%であり、これらが全体の排出量の94.0%を占めております。

さらに、詳細にみると「電気の使用」の内訳では、事業部門が47.6%、市民利用部門が37.1%を占めており、下水浄化工場等や公立小中学校の使用割合が大きい傾向にあります。また、「化石燃料の使用」の内訳でも、学校や公民館等の市民利用部門が56.5%を占めています。

## 2. 本計画の削減目標

### (1) 削減目標の基本的な考え方

本計画における温室効果ガス削減の数値目標は、以下の項目を勘案して設定します。

IS 14001をはじめとするこれまでの省エネルギーの取り組み実績  
今後見込まれる排出量の増減要因  
排出抑制の新たな取り組み

### (2) 各項目の概要

これまでの取り組み実績

市は、平成11年度より「エコオフィス実行計画」を導入し、更に平成13年2月に「ISO14001」を認証取得し、事務における「電気使用量」や「化石燃料使用量」等を削減する省資源・省エネルギー活動に取り組んできました。

平成16年度実績では、旧市の事務部門において、平成11年度比で、6.1%(82,203kg)の二酸化炭素が削減されたことから、新たに対象となった旧村、旧町の施設についても、同程度の削減効果を見込みます。なお旧市の施設については、省資源・省エネルギー等の取り組みを、従来どおり継続していきます。

今後見込まれる排出量の増減要因

事業実施に伴う施設のエネルギー消費量については、事業施設ごとの事業実績や今後の増減見込みから、平成22年度までの排出量見込みを算定しました。(表5)

排出量の増減要因としては、上記事務事業の拡縮の他、施設の新設や廃止、職員の数、更には電気製品や車両の省エネルギー性能向上といったものが想定されます。この中で、事業の拡縮については一定程度想定が可能なものの、他は実施年度や規模、効果等に不確定・不明要素が多く、排出量の推計が困難であることから、これらについては数値上の配慮をしないこととします。



表5 事業施設の排出量見込み(平成16年度から22年度まで)

施設名	事業増減要因	排出量見込	所管課
下水処理施設	流入汚水量、水洗化率	2～10%増	下水道課
斎場	対象数	5%増	市民課
浄水施設	配水量	増減なし	浄水課
学校給食施設	児童・生徒数	増減なし	学校教育課

#### 排出抑制の新たな取り組み

温室効果ガス排出抑制のために、新たに以下の活動について取り組みを進めます。

#### 公用車燃料削減の取り組み

燃費効率の低い車両を削減し、低公害車の導入を推進します。

庁内イントラネットを活用して特殊な車両<sup>4</sup>を除いた公用車の共有化を推進し、燃費効率の低い車両の削減を進め、燃費効率のよい車両の稼働率を高めることで、温室効果ガスの削減を図ります。

また、車両の更新にあたっては、原則として天然ガス車、ハイブリッド車、低燃費かつ低排出ガス認定車等の低公害車を購入します。

期間内に対象車両<sup>5</sup>のうち30台の削減を目指し、また低公害車の占める割合も倍増を目指します。

エコドライブを更に推進します。

「ふんわりアクセル」や「アイドリングストップ」などを柱とする環境にやさしい安全運転「エコドライブ」を、職員研修等を通して定着させ、公用車の燃費向上により、温室効果ガスの削減を図ります。

このエコドライブの技術を全職員が身につけることを通して、職場から地域へ活動の輪を広げていきます。

4 特殊な車両とは、トラックやバス、除雪車や緊急車両などです。これら特殊な車両については、別途削減の取り組みを進めます。

5 平成18年4月1日現在の対象車両は、共有化が可能な本庁舎、栄町第一庁舎、栄町第二庁舎、水道部庁舎、北会津支所、河東支所所管の一般車両計146台です。

#### 省エネルギーの推進や新エネルギー導入の取り組み

下水汚泥消化ガスの更なる有効活用を目指します。

下水浄化工場で発生する下水汚泥消化ガスは、現在代替エネルギーとしてその一部を利活用し、電気や重油の削減につなげています。これを将来的には全量有効活用を目標とし、期間内に未利用分のさらなる有効活用を目指します。

公共施設整備の際に省エネルギーや新エネルギー導入を推進します。

新たな公共施設の建設等の際し、施設利用に支障がなく、著しく高額なコスト負担とならない範囲において、施設の高断熱化や雨水利用等の省エネルギー設備の導入を推進し、また、太陽光発電等の新エネルギーの導入を検討します。

### (3) 本計画の削減目標

上記の考え方にに基づき、部門ごとに、以下の削減目標を設定します。

事務部門・・・基準年度比8.0%削減

旧村・旧町の施設における、電気使用量、冷暖房用燃料使用量について、IS 14001の実績等を踏まえた削減目標を設定しました。

また、公用車燃料については、新たに燃費効率の低い公用車台数の削減、低公害車化の推進、エコドライブの推進による排出量削減効果を盛り込みました。(表6)

表6 事務部門での削減目標

取り組み内容	取り組み目標	排出量(kg CO2)
ISOの取り組み効果 (旧村・町の施設)	電気使用量6%の削減	51,165
	冷暖房用燃料8%の削減	44,196
公用車の台数削減	公用車30台削減 <sup>6</sup>	33,908
低公害車化の推進	低公害車10台購入 <sup>7</sup>	8,214
エコドライブの推進	自動車燃料の5%削減	29,488
	合計	166,971 (8.0%)

6 古い車両を削減し、新しい車両の利用を進めることから、低公害車化に準じた削減効果を見込みました。また、車両削減に併せて、近距離の自転車利用への移行も見込んでいます。

7 低公害車への切り替えにより1台あたりハイブリッド車約55%、低燃費低排出ガス車約23%の削減効果を見込みました。(政府の実行計画より)

事業部門・・・基準年度比1.3%削減

事業量の増加に伴う排出量の増加を、表5に掲げる各施設での今後の事業予測を基に温室効果ガス発生量を算出しました。

また、下水浄化工場で発生する消化ガスは、現在業務用や空調用ボイラー

の熱源として有効活用されておりますが、全体の約半分(約27万)が利用に至らず、焼却処理されています。このうちの約半分を期間内に代替エネルギー源として利活用することにより、電気や化石燃料使用の削減効果を見込みました。(表7)

表7 事業部門での削減目標

排出原因と取り組み内容	排出量(kg CO <sub>2</sub> )
事業量の増加に伴う排出量の増加	106,114
未利用消化ガス利活用 <sup>8</sup> (約13万)	161,936
合計	55,822 (1.3%)

8 未利用消化ガス利活用による削減効果は、空調用ボイラーの実績をもとに推計しました。

#### 市民利用部門・・・2.5%削減

これらの施設は、主として市民が利用する施設であり、利用が増えるにつれ排出量が増加する傾向にありますが、施設管理者や利用者の協力により、児童生徒の教育への影響や市民サービスの低下を招かない範囲で削減目標を設定します。

学校施設については、節電の徹底や暖房温度の適正化、更には施設開放利用団体への協力要請等により削減を目指しますが、6割の学校がすでに学校版環境ISO<sup>9</sup>に参加して省エネルギーに取り組んでいることや、冷房やOA機器の使用が少ないことから、事務部門の1/3程度の水準に削減目標を定めます。

それ以外の公民館等の施設についても、施設利用者に冷暖房温度の適正化や節電の徹底等への理解と協力を求めることにより同様の削減効果を見込みます。(表8)

表8 市民利用部門での削減目標

主な取り組み内容	削減目標	排出量 (kg CO <sub>2</sub> )
節電の徹底や冷暖房温度の適正化	電気使用量2%削減	41,352
暖房温度の適正化	暖房用燃料 <sup>10</sup> 3%削減	81,834
	合計	123,186 (2.5%)

9 平成18年4月1日現在の公立小中学校における学校版環境ISO認定登録校数は32校中20校です。

10 暖房用燃料は化石燃料中、灯油、A重油です。

以上の各部門の検討結果より、本計画の全体目標及び各部門の削減目標を定めます。(表9)

表9 平成22年度における各部門の削減目標値(平成16年度比)単位:(kg-CO<sub>2</sub>)

年度	事務部門	事業部門	市民利用部門	合計
基準年度排出量 (平成16年度)	2,079,382	4,234,651	4,837,604	11,151,637
目標年度排出量 (平成22年度)	1,912,411	4,178,829	4,714,418	10,805,658
削減量( - )	166,971	55,822	123,186	345,979
削減率( / )	8.0%	1.3%	2.5%	3.1%

### 会津若松市の温室効果ガス削減目標(二酸化炭素換算)

会津若松市は、事務事業から排出する温室効果ガスを平成22年度までに平成16年度比で3.1%(345,979kg)の削減を目指します。

目標削減量をガソリンから発生する二酸化炭素量に換算すると、約15万リットルに相当します。これは市役所が一年間で使用しているガソリン車約200台で使用した量に相当します。  
目標削減量を電気使用から発生する二酸化炭素量に換算すると、一般家庭約260世帯分一年間使用した際に発生する量に相当します。

## 第3章 実施及び運用

### 1. 運用管理

本計画の目標達成のために、以下により運用管理を行います。

#### (1) 職員の省資源・省エネルギーの取り組み

現在本市で実施しているIS 14001における省資源・省エネルギーの取り組みを継続して実施します。

実施にあたっては、IS 14001における手順書を準用するものとし、適時庁内イントラネット等を活用して、取り組み実績や温暖化等に対する情報の共有化を図ります。

#### 省資源・省エネルギーに関する具体的な実施項目

取組み項目	主な実施項目	運用手順	対象部門
電気使用量の削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・冷暖房の適正温度設定</li> <li>・不要な照明や A 機器の節電</li> <li>・積極的な外部の採光</li> <li>・クールビズの推進</li> </ul>	電気使用量削減手順書	全部門
化石燃料使用量の削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・冷暖房の適正温度設定</li> <li>・ボイラーの適正温度設定</li> <li>・給湯機器の適正温度設定</li> <li>・ウォームビズの推進</li> </ul>	化石燃料使用量削減手順書	
公用車燃料使用量の削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車の適正運転</li> <li>・近距離利用の抑制</li> <li>・エコドライブの推進</li> </ul>		
水使用量の削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・節水の励行による水使用量の削減</li> </ul>	水使用量削減手順書	
グリーン購入の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コピー用紙は再生紙を購入</li> <li>・グリーン購入法適合商品や環境ラベル商品の購入</li> </ul>	グリーン購入推進手順書	
廃棄物の抑制、リサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・用紙類の使用量削減やリサイクルの徹底</li> </ul>	廃棄物発生抑制・リサイクル推進手順書	

#### (2) 施設利用者に対する温暖化防止の意識啓発

公共施設利用者に対して省エネルギーの取り組みに対し理解を求め、また、学校版環境ISOの参加推進など、意識啓発の取り組みを進めます。

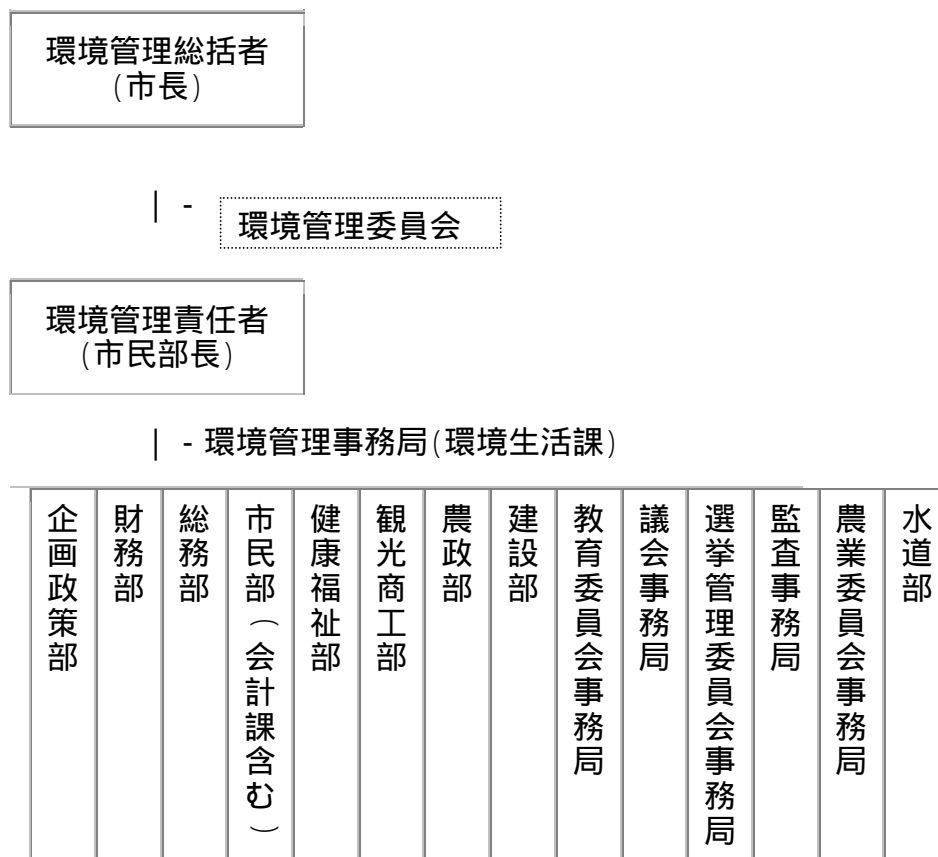
施設利用者への意識啓発活動の具体的な実施項目

取組み項目	主な実施項目	対象課
地球温暖化対策の啓発	・施設利用者に対する地球温暖化防止活動啓発 ・学校版環境IS への参加促進	施設所管課 環境生活課
省エネルギーの取り組みへの協力依頼	・利用者に対して、節電や冷暖房の適正温度管理等、省エネルギーの取り組みの協力依頼	

## 2 実施のための推進体制

本計画の推進体制は、IS 14001に定める組織を準用することが最も効率的であることから、環境管理委員会設置要綱で定めた環境管理組織及び職責で推進します。推進体制の概要は以下のとおりです。(図1)

図1 環境管理組織図



各部局には所管する施設等も含む。

環境管理総括者(市長)

本市における環境管理を総合的かつ体系的に推進します。毎年度行われる点検・評価の結果について環境管理責任者から報告を受けます。

環境管理委員会

本計画の削減目標や取組み実績の点検を実施し、目標を達成するための点検・評価を行います。

環境管理責任者(市民部長)

計画の推進・管理を環境管理事務局に指示し、取組み結果等を環境管理委員会に報告し、必要に応じて、計画の見直し等を環境管理委員会に提案します。また、年度毎の取組み実績や環境管理委員会での点検・評価結果を、環境管理総括者に報告します。

推進責任者(部長等)

各部局において、本計画を進行・管理します。

推進指導員(企画副参事等)

各部局において、推進責任者を補佐し、取組み状況の把握、管理に努めます。

推進員(課長等)

各施設および職員等の取組み内容を管理し、実績を環境管理事務局へ提出します。

環境管理事務局

計画推進等の総合調整や庶務を行います。事務局は市民部環境生活課におきます。

充て職・任命

充て職・任命の取り扱いは、IS 14001に準じます。

## 第4章 計画の点検と見直し

### 1. 点検・評価

推進員は、以下の項目に関して、四半期ごとに実績を確認し、環境管理事務局に報告するものとします。(表10)

環境管理事務局は報告内容を評価し、評価結果を環境管理責任者に報告します。

表10 監視・測定項目一覧

取り組み項目	測定項目
電気使用量の削減	電気使用量
冷暖房用等の化石燃料使用量の削減	都市ガス、液化石油ガス、灯油、A重油、軽油使用量
公用車燃料使用量の削減	燃料使用量
水使用量の削減	水使用量
グリーン購入の推進	グリーン購入の割合
廃棄物の抑制とリサイクルの推進	可燃ごみの量

報告様式は、ISO14001での実績報告シート等を準用します。

### 2. 改善のための見直し

環境管理事務局が、毎年度の温室効果ガスの排出量の実績や取り組み結果等を、環境管理委員会に報告する際、同委員会において改善の見直しが提言された場合、環境管理責任者は目標達成のため、取り組み内容の見直し等を事務局に指示します。

### 3. 本計画の削減目標の見直し

本計画策定後、施設の新設や統廃合等、更には現段階で想定しえない大きな変動要因等が発生し、削減目標に大幅な見直しが必要である場合、環境管理責任者は、環境管理委員会に提案し、削減目標の見直しを検討するものとします。

### 4. 進捗状況の公表

本計画の取り組み内容、達成状況、環境管理委員会の意見等について、市は定期的に広報紙並びに市ホームページ等を通して公表します。